

Title	日本の大学図書館における中国地方志調査記
Sub Title	A survey of the Chinese local gazettes belong to the university libraries in Japan
Author	巴, 兆祥(Ba, Jaoshan) 山本, 英史(Yamamoto Eishi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2002
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.71, No.4 (2002. 11) ,p.75(553)- 87(565)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20021100-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本の大学図書館における中国地方志調査記

山本英史 訳

一

地方志は長い歴史があり、種類も多く、貴重な典籍として我が国特有の文化遺産となつてゐる。また、「政治」（政治を行う上での参考）、「存史」（記録の保存）、「教化」等の多様な用途を持ち、まさに中国文化を担うものとして重要である。その伝播は広範囲に及び、利用者も頗る多い。

中国国内はさておき、国外においても地方志は非常に重視されており、大方は一種の「資料」として中国を研究する上での手段と見てゐる。筆者が面識を得た外国人

中国研究者においては、とりわけ中国の地方志を常に用いて歴史研究を行う者が少なくない。例えば、日本の慶應義塾大学の山本英史が編集した『伝統中国の地域像』

（慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年）には大量の地方志資料が引用され、「通州・北京間の物流と在地社会」や「清代康熙年間の浙江在地勢力」などの明清社会史の問題が研究されている。また、山本は「中国の地方志と民衆史」（神奈川大学中国語学科編『中国民衆史への視座』東方書店、一九九八年、所収）などの論文において、地方志の特徴や史料的価値に対する考え方を明らかにし、かつ地方志をいかに用いて中国の社会生活史を研究するかについて述べている。昨今の国外における中国研究の成果から見て、地方志資料は確かに重要な役割を果たしているといえる。

一九八〇年代以来、我が国における新地方志の編纂と科学事業の発展に伴い、『中国地方志聯合目録』『安徽省地方志聯合目録』『山西省地方志聯合目録』等の一

連の全国的および地域的な地方志目録が出版されてきた。

これらの目録は基本的に中国大陸の各機関における地方志所蔵状況を伝えており、国内外の研究者の利用に多大な便宜をもたらしてきた。ただ、国外に流出した中国地方志の状況を伝えていないなど、不十分な点もないわけではない。このような事情は、研究者が国外に流出した地方志資料を利用して学術研究を盛んにするのに不便なだけでなく、国外に流出した稀見地方志を祖国に戻そうとする動きに不利ならしめている。

中国地方志の国外への流出は極めて広範囲に及び、その数量も相当なものである。さしあたりの見通しでいえば、それは国内の収蔵量に近い。なかでも日本は国外で中国地方志を収蔵すること、数が最多にして質が最良の国家である。日本における中国地方志の収集状況については、拙著『方志学』（復旦大学出版社、一九九三年）に紹介があるが、十分なものではない。二〇〇〇年九月初め、筆者は慶應義塾大学の招聘により「中国地方志の日本における伝播および日中地方史志の比較研究」を研究課題として、日本での一年間の調査研究を行つた。この間、筆者は中国や日本の研究者が比較的重きを置いてこなかつた大学図書館や研究機関の中国地方志を主たる

調査対象にした。重点は慶應義塾大学図書館に置いた。

二

慶應四年（一八六八年）に創立された慶應義塾大学は、日本で最も長い歴史を持つ私立大学であり、また日本で最も著名な大学の一つである。本部は東京の三田にある。所蔵する漢籍は比較的多く、そのなかで地方志はかなりの比重を占める。主に新旧図書館と附属研究所である斯道文庫に収められている。系統だった漢籍目録がないため、筆者は四か月を費やして所蔵地方志を逐一点検し、その書名、巻数、纂修人、版本、収蔵場所、検索番号、題記を摘録して「慶應義塾大学図書館中国地方志目録」を作成し、『史学』七〇卷三・四号（一〇〇一年七月刊）に公表した。筆者の調査によれば、慶應義塾大学は明治時代に康熙『柳邊紀略』五巻や康熙『龍沙紀略』一巻などの中国地方志を収集し始め、現在に至るまで一九四九年以前に編まれた各種版本の中国地方志二一一種を収集している。うち、宋元以前に編纂されたものは五九種、明代は三八三種、清代は一二六一種、民国時代は四〇八種になる。その省ごとの状況は以下の表の通りである。

【表1】

省別	朝代	唐以前	宋	元	明	清	民国	合計
北京市				1	3	7	7	18
上海市			1		5	45	14	65
天津市						4	4	8
河北省					22	71	43	136
山西省					4	21	17	42
内蒙古自治区						11	4	15
遼寧省					2	16	2	20
吉林省						2	3	5
黒龍江省						9	3	12
陝西省		2		2	5	84	18	111
甘肃省	1				2	34	5	42
寧夏自治区					3	12	2	17
青海省						9	4	13
新疆自治区	1					62	7	70
山東省				1	17	43	42	103
江蘇省	1	8		6	46	113	42	216
浙江省	2	15		4	56	114	40	231
安徽省		1			33	105	14	153
江西省					43	213	3	259
福建省		2			32	36	22	92
台湾省						45		45
河南省				1	34	25	26	86
湖北省	1	1			12	21	5	40
湖南省			1		10	14	2	27
広東省			1	1	24	54	13	93
広西自治区	1	1			11	19	8	40
四川省	1				9	31	44	85
貴州省					6	4	1	11
雲南省	1			1	4	30	12	48
西藏自治区						7	1	8
合計		9	33	17	383	1261	408	2111

その他の大学図書館、例えば早稲田大学や東京大学などの図書館においても実地調査を行つた。いくつかの大學生図書館は遠方にあるため、友人の助けを得て所蔵目録を借閱し、その地方志の収蔵状況を理解するだけに留めた。

ここに収蔵量が比較的多い機関を選んで表にし、その概要を見てみよう。

ここで断つておかねばならないのは、上述の依拠した目録は編纂時期が同じでなく、かつどちらもみな編纂から一定の年数が経っているため、現在における各館の収蔵実数が完全には反映さ

【表2】

大学	収蔵数	典拠
東京大学東洋文化研究所	781	『東京大学東洋文化研究所漢籍分類目録』
早稲田大学図書館	115	『早稲田大学図書館所蔵漢籍分類目録』
東北大学図書館	471（うち309はマイクロフィルム）	『東北大学所蔵和漢古典分類目録』
京都大学人文科学研究所	2378	『京都大学人文科学研究所漢籍目録』
九州大学	469	『東洋史学別輯九州大学収蔵中国地方志目録』

れでないことである。このほかの収蔵地方志には、神戸大学図書館七二種、大谷大学図書館六七種、新潟大学図書館五一種、愛媛大学附属図書館四〇種、長崎大学附属図書館経済学館三一種、愛知大学図書館二七種、立命館大学図書館一三種、京都大学文学部一二種、二松学舎大学附属図書館六種がある。他の大学の図書館については、その漢籍目録を見るに至らなかつたため、収蔵数を統計するすべがないが、みな多かれ少なかれ収蔵していると考へられる。⁽¹⁾

三

日本の研究者の紹介や関係資料から知り得たところによれば、日本の大学図書館が所蔵する中国地方志の来源には大きく分けて三つある。一つは購入によるものである。これは大学図書館が所蔵する地方志の主要部分である。これは慶應義塾大学図書館が所蔵する二二一一種の地方志の九割は購入したものである。附属研究所斯道文庫は元来麻生太賀吉が寄贈した図書を基礎として昭和十三年（一九三八年）、九州の福岡市に設立されたものであり、昭和二十一年（一九四六年）に閉鎖されたが、昭和三十五年（一九六〇年）に至つて慶應義塾大学に新

設された。現在、坦堂、松林、平岡、亀井家学などの文庫を併せ持ち、一四万冊の和漢籍を所蔵している。⁽²⁾ そのうち中国学に關する歐文書と中国音韻学の書は比較的貴重である。所蔵地方志は二四二種あり、光緒『湘潭縣図志』、光緒『湘陰縣図志』、同治『巴陵縣志』、同治『長沙縣志』、宋朱長文纂『呉郡圖經続記』等、十余種の古城貞吉等が寄贈したのものを除けば、すべて斯道文庫が購入したものである。

九州大学文学部所蔵の地方志三五五種については、台湾の研究者である周彦文が調査の後に次のように言う。

「これらの地方志の書首に捺された購入蔵書スタンプによれば、その大部分は昭和元年（一九二六年）から昭和二十年（一九四五年）までの間に九州大学が購入したもので、なかでも昭和十年（一九三五年）前後に購入したもののが最も多い。この期間はまさに日本帝国主義が中国を最も積極的に侵略していた時期である。地方志を購入・所蔵して中国の地理上の要衝や風土民情を理解することは日本の軍閥が中国を侵略する手段の一つであった。それゆえ、これらの地方志は学術上収藏されたものというより、むしろ歴史上の遺産であるという方が当を得てゐる」（周彦文『日本九州大学文学部書庫漢籍目録』前

言、台北文史哲出版社、一九九五年）。周の分析は客觀事実に符合しているというべきである。

二四冊、雍正『江西通志』一六二卷首三卷八〇冊、康熙『湖廣通志』八〇卷圖考一卷四〇冊、康熙『四川總志』三六卷圖一卷四〇冊、康熙『福建通志』六四卷四〇冊、康熙『廣西通志』四〇卷四〇冊、康熙『貴州通志』三七卷二〇冊。

寄贈数が比較的多いものに対しても各大学図書館の多くが単独で寄贈者の名前を付けた文庫を設けて保存している。昭和八年（一九三三年）、慶應義塾大学の史学科の創始者である田中萃一郎教授が所蔵する中国に関する書籍資料を慶應義塾大学に寄贈したこと、慶應義塾大学は田中文庫を設立した（三田メディアセンター編『慶應義塾図書館史』一九八二年、一三六頁）。その中の地

方志には、唐の『沙州志』、『西州志』、陸廣微纂『吳地記』、宋の程大昌纂『雍錄』、朱長文纂『吳郡圖經統記』、范成大纂『吳郡志』、周淙纂『乾道臨安志残卷』、清の方式濟纂『龍沙紀略』、吳振臣纂『寧古塔紀略』、何秋濤纂『朔方備乘』、沈德潛纂『浙江通省志圖說』等一九種がある。

三つはフィルム複製によるものである。マイクロフィルム技術の発明と進歩により複製地方志もまた日本の図書館が地方志の館蔵を拡大する重要な手段となつた。例

えば東北大学図書館は尊経閣、内閣文庫、東洋文庫、国立国会図書館、静嘉堂文庫、蓬左文庫等の蔵書を用いて、宋の陳耆卿纂『嘉定赤城志』、梁克家纂修『淳熙三山志』、元の于欽纂修『齊乘』、張鉉纂『至正金陵新志』、徐碩纂『至元嘉禾志』、明の楊行中纂『通州志略』、李登纂『上元縣志』、謝鐸纂『赤城新志』、黃洪憲等纂『秀水縣志』、趙時春纂修『平涼府志』、余之楨纂『吉安府志』、杜應芳纂『四川總志』、黃鳳翔等纂『泉州府志』、黃佐纂『香山縣志』、歐陽保纂『雷州府志』、林富纂『廣西通志』等の地方志三〇九種の複製本を作成している。

四

日本の大学図書館が所蔵する地方志は清代と民国時代が中心である。版本について言えば、その価値は日本の公共図書館や民間書庫所蔵のものに及ばないが、学術研究が重んじるのは内容であり、この点から言えば、日本の大図書館が所蔵する地方志は極めて貴重なものである。これらの地方志は中国国内のものと比べても珍しいものが少なくない。例えば九州大学文学部書庫蔵の清郭一豪等纂、康熙四十九年刊『瑞金縣志』八卷首一卷や京都大学人文科学研究所蔵の明李振聲纂修、崇禎十二年刊

『郾城県志』一〇巻は孤本であり、中国国内の所蔵を見

李振聲「郾城県志序」に次のように言う。

ない。また、明陽思謙修の万曆『泉州府志』二四巻には三部の抄本があり、福建省図書館と福建師範大学図書館が各一部を所蔵し、もう一部を早稲田大学図書館が所蔵している。明郭棐纂の万曆『廣東通志』七二巻については、本来万曆三十年刻本の卷二三、三七、三八、四五、四七、五五、五六、六八、六九が中國国内では上海図書館だけに所蔵されていたが、早稲田大学図書館には全帙三二冊が揃っている。ここでは崇禎『郾城県志』を取り上げて紹介し、理解に供したい⁽³⁾。

崇禎『郾城県志』一〇巻、明李振聲纂修、崇禎十二年刊本。

封面には「郾城県志」と記し、書口にも「郾城県志」と題す。白口、上魚尾、单欄左右单邊。半頁一〇行二字⁽⁴⁾。『京都大学人文科学研究所漢籍目録』には、「崇禎『郾城県志』十卷、明李振聲修、明李豫等纂、崇禎十年刊本。有山本信有図記」と記す。李振聲、字は符情、号は華麟、陝西延安府米脂県の人、崇禎七年の進士、同年十月二日知県として郾城県に赴任する。李豫、字は伯和、号は建侯、河南郾城県の人、崇禎七年の進士、刑部員外郎、浙江道御史等の職を歴任する。

愚政事旁午にして独力之を為す能はず。因りて諸を孝廉・茂才より楫め、請ひて曰はく、「凡そ近日の事、君等各々輿論を探り、実を記して帙を彙し、帙成らば愚に授けん」と。愚、蒞政の暇、昼夜に燭を衙斎に燃やし、筆削編次の功を加へ、細かく參訂を為す。凡そ渉ること皆るべきは、一に汰削に従ふ。旧所の缺畧は則ち増補に従ふ。……是の役や、助修は則ち学博呂君真知、丁君如浚、庠生李九標、安明民、謝権、李啓愚なり。較正者は則ち鄉紳甲戌の進士李君豫、孝廉謝思教、李發愚、春開榮、

張經畧、周道新、王夢桂、張經猷、李賁、高翀、明經劉

登仕、陳經濟祥符、庠生鄭之鑾なり。其の缺を補ひ訛を
訂し、繁を刪し簡を潤し、其の実を覈べて以て採風者の
一助と為すこと、愚は不敏して敢て其の僭なるを辞さず。
剗劂氏を督發するは、則ち主簿田元績、典史常自廉なり。)

また、本志卷一の第一葉第一行の冒頭に「郾城県志卷
之二」とあり、その次の行の下に「金明李振聲」と記す。
「修志姓氏」には、「知郾城県事閔西李振聲纂修。郾城県
主簿田元績、儒學教諭呂真知、儒學訓導丁如浚、典史常
自廉、山西監察御史邑人李豫、舉人謝思教、……謝檳同
修」と列記する。郾城県の人李發愚の「郾城志後跋」に
は、「郾志歲久闕逸、每難摩研編削。幸遇李侯蒞邑三載、
……更於政事之暇、毅然蒐古採今、秉筆□衡、洋洋灑灑
以成邑志大觀」(郾志歲久しく闕逸し、毎に摩研編削に
難し。幸ひ李侯の邑に蒞すること三載に遇ひ、……更に
政事の暇に於いて、毅然として古を蒐めて今に採り、秉
筆□衡、洋洋灑灑にして以て邑志の大觀を成す)とある。
李振聲が本志の編纂過程で指導的な役割を果たしただけ
でなく実際上の統括編集責任を担つており、李豫らは校
正や部分編修などの一部の仕事に責任を負つたにすぎな
かつたことがわかる。それゆえ本志は「李振聲纂修」と

記さなければならぬ。

纂修の時期と版本については、『京都大学人文科学研究所漢籍目録』は本志の崇禎十年における知県李振聲の序と県人李發愚の跋を根拠にして定めたものである。志書の序跋が記す時期から地方志の版本を論定する方法は現在広く行われているものだが、時には明らかに粗略な場合がある。本志について言えば、李振聲の序には「始於春三月、成於長至之日」(春三月に始まり、長至の日に成る)、すなわち崇禎十年冬に完成したというが、この年に刊行したとは明言していない。李發愚の跋は崇禎十年仲冬に作られ、「行將鋟梓。□余序」(行將に鋟梓せんとす。□余序す)というだけである。また本文が記す内容から見れば、そのかなりの部分の下限は崇禎十年を超えている。卷五《武功》の記事は崇禎十一年五月に及び、卷八《芸文》に収められている李振聲の「高橋關聖廟碑記」、「新修磚城碑記」、「修魁星樓記」、「修關聖大帝廟碑記」などは均しく崇禎十二年に作られ、甚だしい場合はこの年の末にまで及ぶ。本志の編纂年代は崇禎十年であり、刊行が崇禎十二年と見るのがほぼ妥当である。全一〇卷。首巻に「李振聲序」「県境図」「城池図」「凡例」「縣治図」「儒學図」「新浚三河五溝」「十一堤口図」「凡例」

「目録」「修志姓氏」がある。本文は卷一《星野》《建置沿革》《彊域》《山川》（内附《橋渡》《形勝》）《風俗》《里戸》《田賦》《土産》、卷二《官紀》《城池公署》（内附《村鎮》《舗舍》）、卷三《學較》《選舉》、卷四《神祠》《寺觀》《古蹟》《丘墓》、卷五《宦績》《武功》（内附《武備》）、卷六《流寓》（内附《醫術》）、《人物》（内附《方技》《耆壽》《孝行》《貞烈》《封贈》）、卷七—卷九《芸文》（内附《題咏》）、卷一〇《祥異》《紀異》《附錄》からなり、卷末に「李発愚跋」を付す。

本志は嘉靖『郾城縣志』を基礎に編纂されたものである。体例は前志と同じで、やはり平日体⁽⁶⁾を採用し、内容記述については、嘉靖以前のものは多く前志を踏襲している。ただし、次のような調整と修訂が施されている。
①類目の合併。例えば《文集》と《題咏》をあわせて《芸文》とし、《建置沿革》内の「郡名」、《惠政》、《荒政》を削除している。前志中の奸盜や閹宦の類は、「瑣屑冗雜、觀之可厭、尽為削去」（瑣屑冗雜、之を觀ると厭ふべきは、尽く削去を為す）とある「本志凡例」。前志の《人物》はさらに「獨行」「儒林」「名節」「忠義」「三甥」「考異」「循吏」「隱逸」「方技」「宦績」「風節」「廉潔」「恬退」「耆壽」「孝行」「貞烈」「節婦」「封贈」

等に分かれ煩雜すぎるため、本志では整理して、《人物》を設け、「方技」「耆壽」「孝行」「貞烈」「封贈」を付す。②帰属の調整。前志では《津梁》に橋渡等が記されているが、本志では改めて《山川》に「三里橋」「石界橋」「双龍橋」「漂湾渡」等を記す。前志の《鄉村集鎮》は《街坊》に付しているが、本志では改めて《城池公署》に付している。麻九疇は、前志では「循吏」に列しているが、本志では「留寓」に帰している。③訛誤の訂正。「辛丁丑之初春、土寇蕩戢。仲春終旬、赴省謁上、乘輿中、取前志翻閱。：皆拋父老口伝、一月而成、謬誤甚多。如天文、星躔倣許州志依樣葫蘆、甚至以郾為鄧、以鄧襄台為鄧襄城、以化身台為望夫□石、以青陵城為姐已所處、以會成台為會稟台」（幸ひ丁丑の初春、土寇蕩戢す。仲春終旬、省に赴き上に謁するに、乘輿の中、前志を取りて翻閱す。：皆、父老の口伝に拋り、一月にして成り、謬誤甚だ多し。天文、星躔の如きは許州志の依様葫蘆に倣ひ、甚だしきは郾を以て鄧と為し、鄧襄台を以て鄧襄城と為し、化身台を以て望夫□石と為し、青陵城を以て姐已所處と為し、會成台を以て會稟台と為すに至る）「本志李振聲序」。種種の誤りについて本志は詳細に考訂を加えている。④事実に基づく前志所載の添削。

例えば、卷一『彊域』では「北至許州一百二十里、至汴梁三百二十里、至京師一千八百二十里。南至南京八百五十里」（北、許州に至ること一百二十里、汴梁に至ること三百二十里、京師に至ること一千八百二十里。南、南京に至ること八百五十里なり）を加えている。また、『山川』では「龍鳳山」等を新しく増やしている。『風俗』は前志に沿っているが、「河南總志曰、人性朴順、俗尚礼讓。勤耕織、節用度。士習詩礼、人多弦誦。婚姻死葬一循古礼、有仁厚之風焉」（河南總志に曰く、「人性は朴順にして、俗は礼讓を尚ぶ。耕織に勤め、用度に節す。士は詩礼を習ひ、人は弦誦を多くす。婚姻死葬は一に古礼に循ひ、仁厚之風有り」と）を削除している。

『土産』については前志では名称を列記するだけだったが、本志では種類ごとに詳細な説明を行い、典籍を博引して、その特徴を指摘している。(5)嘉靖三十三年以後の事柄の追加。例えば、卷一『里戸』には崇禎十年知県李振聲が調査して得た戸口の数が追加されている。卷二『官紀』には知県題名に李孝、武建邦、羅偉、張世芳、胡應朝、呉道明等三十一人が新しく補われている。卷三『選舉』には、進士に陳岱、謝顏教、李豫の三人を、举人に謝三詔、艾益善、陳岱等十五人を追加している。卷

八一卷九『芸文』には、張拱「重脩鄧襄台福嚴寺碑」、

李振聲「申象文」「修城隍廟碑記」「修宅記」「高橋閔聖廟碑記」「新修磚城碑記」「修魁星樓記」「修閔聖大帝廟碑記」、李九標「郾城令李公瑞象記」、李豫「呂賢父母李公頌功碑記」、劉理順「重修儒學記」等の文、李振聲「西寺曉鍾」「螺灣賈棹」、李九標「灑亭舒懷」、謝檳「頌平葉舞寇三絕」、呂真知「平寇十咏」等の詩を追加している。

全志を見渡すと、その記述は簡略なるも、史料としては貴重である。例えば、卷五『武功』の李振聲の条および『芸文』中の李振聲「高橋閔聖廟碑記」「螺灣賈棹」、李豫「呂賢堅父母李公頌功碑記」、謝檳「頌平葉舞寇三絶」、呂真知「平寇十咏」等の詩文は明末の戦争の事柄や官府との往復書簡の内容を詳細に記載していて、史料的価値が非常に高い。以下、数条を抄録し、明代の政治、軍事、社会史の研究に供したい。

自崇禎□□以及辛未連荒五載、一二叛兵大盜迫脇飢民橫肆焚掠、嘯聚流寇、至數十萬衆。繇秦、晋蔓及蜀、楚、梁、宋之間、且南抵廬、鳳。天下殘破城池者、指不勝屈。如豫中宜陽、陝州、盧氏、榮陽、汜水、鄧、浙等處、尽遭屠戮。振聲來令茲土、城垣卑惡、人心震恐。下車、簡

蒐鄉勇、遇夜用火燎以疑賊、遇昼設旗幟以畏賊。或暗劫其營壘、或先殺其頭哨、或後擊其惰帰、皆用火攻箭射之技。〔卷五《武功》〕

（崇禎□□より以て辛未に及ぶまで連荒すること五載、一

二の叛兵大盜、飢民を迫脅し焚掠を横肆し、流寇を嘯聚すること、数十万の衆きに至る。秦、晉より蜀、楚、梁、宋の間に蔓及し、且つ南は廬、鳳に抵る。天下の、城池を残破する者、指して屈するに勝へず。豫中の宜陽、陝州、盧氏、榮陽、氾水、鄧、淅等の処の如きは、尽く屠戮に遭ふ。振聲來たりて茲の土に令するに、城垣は卑惡にして、人心は震恐せり。下車するや、鄉勇を簡蒐し、夜に遇へば火燎を用ひて以て賊を疑はしめ、昼に遇へば旗幟を設けて以て賊を畏れしむ。或いは暗に其の營壘を劫ひ、或いは先に其の頭哨を殺し、或いは後に其の惰帰を撃つに、皆火攻箭射の技を用ふ。）

又崇禎八年、歲蝗為祟、民室如掃葉舞、土寇蛟聚。

（又た崇禎八年、歲蝗祟りを為し、民室、掃葉の舞の如く、土寇蛟聚す。）

崇禎乙亥之歲、水蝗交至、人相食、攫樹皮、齒啞殆尽。

（崇禎乙亥の歲、水蝗交々至り、人相ひ食み、樹皮を攫し、齒啞殆んど尽く。）

風会分今昔、寂寞螺湾河。干戈途路梗、南北盜寇多。商

賈鮮貿易、舟楫豈星羅。到處村煙絕、那食玉山禾。誰是養蚕者、市貨供金梭、摧科難蠲免、無以起民疴。商民兩俱困、吾其奈時何。〔卷九《芸文》李振聲「螺湾賈棹」〕

（風会に今昔を分かつ、寂寞なるかな螺湾河。干戈途路を梗ぎ、南北盜寇多し。商賈、貿易すること鮮く、舟楫豈に星羅せん。到る処村煙絶ち、那ぞ玉山の禾を食はん。誰か是れ養蚕する者、市貨を金梭に供するも、摧科は蠲免され難く、以て民疴を起こすこと無からん。商民両つながら俱に困し、吾れ其れ時を奈何せん。）

しかしながら、不十分な点がないわけではない。それは本書が上梓されて後、多くの訂正された痕跡があることである。毛筆で塗りつぶしたり、文字を改めたり、また原文中に新しい文字を挿入したりする場合もあった。例えば、卷一、八葉の『彊域』小序における「李振聲曰：故志彊域」（李振聲曰く：故に彊域を志す）の一一二行の間に「而彊界既分、民有定籍、職方所載由來重矣」（而して彊界既に分かたれ、民に定籍有り、職方の載する所の由來重し）が挿入されている。一四葉五一九行の

『土產』小序には「鄙俗所資農圃之物、……然備載旧文、慮缺遺也、故志土產」（鄙俗の資する所の農圃之物、……）

（…然も備載の旧文、缺遺あるを慮れ、故に土産を志す）
が挿入されている。『彊域』の「南至南京八百五十里」
(南は南京に至ること八百五十里) 中、「南京」の二字が
「江寧省」に改められている。卷二、一一葉の『駅丞』
には「明成化年至嘉靖三十一年俱設、今久裁」(明成化

年より嘉靖三十一年に至るまで俱に設けられ、今久しく
裁つ) が挿入されている。『訓科』の「雅得所」の名前

の下に「医生」に二字が補われている。また、手書きで
「張民慶、医生、現充」が補われている。『僧会司』の下
には手書きで「法仁、本県僧、現在」が補われている。
さらに手書きで「道会司、于真潤、本県人、現在」が補
われている。卷二『城池公署』の一五、一六葉、卷三

『学較』の一、二葉にも多く毛筆で塗りつぶされてしま
つたところがある。

総じて、日本の大学図書館の中国地方志は、東京大学
東洋文化研究所や京都大学人文科学研究所のように名が
外に知られているものを別にすれば、主として学内の教
員と学生の使用に供するものであり、部外者がこれを知
ることは甚だ少ない。その中にある貴重なものはさらに
知りがたい。上述の内容は筆者の調査の一部にすぎず、
現時点で整理できたものを読者の参考にするものである。

日本の大学は多く、かつ分散しており、筆者の日本滞在
期間も限りがあつたため、全国隈なく調査することは極
めて困難であつた。文中の遗漏や錯誤に対してもなお専
門家のご教示を願うものである。

訳註

(1) このほか比較的多く地方志を所蔵する日本の大学図書
館として、山口大学経済学部附属東亜研究所が挙げられる。
収蔵数は約二百五十種にのぼり、主として旧制山口高等商
業学校の旧蔵書に関わるものであるが、国立国会図書館参
考書部アジア・アフリカ課編『日本主要図書館・研究所所
蔵中国地方志総合目録』(清和堂書店、一九六九年)には
収録されていない。旧制山口高等学校の漢籍蔵書目録には
『東亜関係図書目録』(一九四一年)がある。

(2) 坦堂文庫は一九六五年に寄託された漢学者古城貞吉旧
蔵の漢籍を基礎とするもの、松林文庫は一九六三年に寄贈
された松林桂月旧蔵の漢詩文集画論等に関する和漢書、平
岡文庫は江戸開府以来佃島の住吉神社の社家である平岡好
道により寄贈された神道、国史、国文に関する書、龜井家
学文庫は一九六三年に寄贈された筑前の儒学者龜井南冥、
昭陽父子の著作等を基礎とするものである。

(3) 崇禎『郾城県志』は一九九二年に北京・書目文献出版
社から日本蔵中国罕見地方志叢刊の一つとして、万曆『滕
県志』、万曆『羅山県志』、康熙『羅山県志』、万曆『汝州
志』とともに一冊に収められたリプリント版が出版された

ため、閲覧が容易になつてゐる。

(4) 「封面」とは表紙を開いた第一葉目で、その表面に書名を記すもの。「書口」とは書物の両面の折り目をいう。「白口」とは折り目の上下の両端に部分（象鼻）が空白なものをいう。「上魚尾」とは書物の折り目の真ん中に記された魚の尾に似たマーク（魚尾）が上一つだけのものをいう。「單欄左右单邊」とは一枚の版の印刷部分を取り囲む周りの縁取り部分（辺欄）が一本線で画かれているものをいう。

(5) 地方志の体例類型の一つ。編目を設ける際、平行の項目によつて分類し、各項目の下に小項目を設けない形式をいう。

付記

本稿は巴兆祥氏が二〇〇二年一月に脱稿した論文「日本大學図書館中国方志資源訪査記」を訳したものである。原註は訳者の判断で本文の中に組み入れ、訳註を稿末に置いた。また、崇禎『郾城県志』の書影を附した。



崇禎『郾城県志』書影